

令和7年度環境省行政事業レビュー行動計画

令和7年4月22日
環 境 省

1. 目的

この計画は、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）及び「行政事業レビュー実施要領」（令和7年3月31日行政改革推進会議改正）に基づき、環境省における予算の支出先や使途の実態把握、自己点検等を行い、予算要求段階から予算編成を国民に開示するために実施する行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）について必要な事項を定め、事業目的に即した予算の企画・立案、予算要求及び予算執行を図ることを目的とする。

2. 行政事業レビューの実施体制

（1）行政事業レビュー推進チーム

①行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を次の構成員により設置する。

大臣官房長
大臣官房政策立案総括審議官
大臣官房会計課長
大臣官房総合政策課長
大臣官房地域政策課長
大臣官房秘書課地方環境室長
大臣官房環境保健部企画課長
地球環境局総務課長
水・大気環境局総務課長
自然環境局総務課長
環境再生・資源循環局総務課長

②チームに統括責任者、統括責任者代理及び副統括責任者を置き、統括責任者は大臣官房長、統括責任者代理は大臣官房政策立案総括審議官、副統括責任者は大臣官房会計課長及び大臣官房総合政策課長とする。

③チームはレビュー等の的確な取組を図るべく、EBPM推進委員会との連携の下、以下の取組を行うものとする。なお、統括責任者、統括責任者代理及び副統括責任者は全体の指揮命令を行い、各部局総括課長（総合政策課長を含む。）及び地方環境室長においては、主に当該部局（総合環境政策統括官グループ、地域脱炭素推進審議官グループ、地方支分部局及び施設等機関を含む。）の行政事業レビューが適切に行われているかを確認し、厳格に取組を指導する。また、ア、ク及びコを行うに当たっては、チームの下に企画評価・政策プロモーション室長を責任者とし、各部局総括課長補佐等を構成員としたタスクフォースを設置する。

タスクフォースの構成員

大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室長
大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室室長補佐
大臣官房会計課課長補佐
地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業企画官
大臣官房総合政策課総括課長補佐
大臣官房地域政策課総括課長補佐
大臣官房環境保健部企画課総括課長補佐
地球環境局総務課総括課長補佐
水・大気環境局総務課総括課長補佐
自然環境局総務課総括課長補佐
環境再生・資源循環局総務課総括補佐
環境再生事業担当参事官室総括補佐

【事業の点検等】

- ア 行政事業レビューシート及びセグメントシート（以下「レビューシート等」という。）におけるアウトカムの設定等の入力内容に対するEBPMに係る観点からの指導・助言を含む、レビューシート等の品質管理及び厳格な自己点検の指導
- イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳格な点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- カ 概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導
- ク 優良事業改善事例の選定、表彰及び普及
- ケ 職員の資質向上に係る取組
- コ レビューを踏まえた概算要求におけるEBPMに係る観点からの事業単位の見直しや事業効果の検証等

【基金の点検等】

- サ 国からの資金交付により造成された基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導及びそれを通じた基金シートの品質管理
 - ・「基金シート」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」の作成対象となる基金事業の正確な現況把握等
 - ・「基金シート」及び「執行状況表」の適切な作成及び公表
 - ・基金事業の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- シ 外部有識者の点検を受ける基金事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ス サ及びシを踏まえた基金事業の厳格な点検並びに点検結果（所見）の取りまとめ

セ チーム所見を踏まえた基金事業の改善状況の点検

ソ 官民ファンド等の出資の所管部局による、「出資状況表」の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

（２）外部有識者による点検

事業の点検等においては、チームとは独立して、外部有識者を複数名指名し、レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて、「アウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」、また、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」等の観点から、チェックができるよう体制整備を図る。

①チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める。

ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、又は予備費の使用決定がなされたものを含む。）

イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る）

ウ 前年のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見の対象となったもの

エ 新たに定性的なアウトカムを設定するもの（主たるアウトカムを定量的に設定した上で、定性的なアウトカムを付記した場合を除く。）又は、既に定性的なアウトカムを設定しているものでその進捗状況について確認する必要があるもの（委員会、審議会等の第三者機関においてアウトカムの進捗状況を確認しているものを除く）

オ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の見直しの有無等を判断する必要があるもの

なお、アに該当する事業のうち、前年度の補正予算に計上等がなされ、何らかの事由により現年度に事業に着手したものについては、外部有識者の点検を翌年度に実施してもよいこととする。また、予算の計上府省庁を変更することのみをもって、ア及びイに当たるものではない。

②チームは①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも５年に一度を目処に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。

（３）公開プロセス

公開プロセスは、チームが指名する外部有識者及び行政改革推進本部事務局が指名する外部有識者の参加を得て行う。

３．レビューの実施計画

（１）事業の点検等

6月中旬～	公開プロセス対象事業のシートの公表
6月下旬～	公開プロセスの実施
7月上旬～	その他の事業の点検
7月中旬～	概算要求への反映の検討
8月下旬	概算要求書の提出
9月上旬～	レビューシート公表

(2) 基金の点検等

8月上旬～	基金シートの点検等
9月下旬	基金シート、執行状況表及び出資状況表の公表